

委嘱審査とは、参議院予算委員会における総予算審査の際に行われる審査方式の一つで、 他の委員会に対してその所管に係る部分の総予算の審査を委嘱し、それぞれの委員会に当 該部分の審査を行わせて、その概要を報告させる参議院独自の制度です。

参議院予算委員会での総予算の審査は、まず財務大臣から趣旨説明を聴取した後、基本的質疑、一般質疑に加え、公聴会や委嘱審査を行い、これらが終わった後に締めくくり質疑を経て、討論、採決へと進む例となっています(参議院委員会先例録 65)。委嘱審査を行うに当たっては、まず、予算委員会において、委員長の発議により他の委員会に審査を委嘱することを決定します。委嘱先は、第一種常任委員会(内閣、総務、法務、外交防衛、財政金融、文教科学、厚生労働、農林水産、経済産業、国土交通、環境)のほか、一部の特別委員会(平成 28 年度総予算審査の際は、沖縄北方、ODA、地方・消費者、復興・原子力の各特別委員会)とする例です。この際、委嘱する委員会と当該委員会の所管省庁に加え、委嘱審査期間も決定する例となっていますが、その曜日は、常任委員会を月曜、水曜、金曜のいずれかとし、特別委員会を火曜、木曜のいずれかとしている例が散見されます。これは、参議院での総予算審査が3月に行われることが多く、委員会によっては予算関連法案や日切れ法案の審査を進める必要もあるため、各常任委員会が定例日である火曜、木曜に委員会を開会できるよう配慮するという観点もあるようです。

総予算の委嘱を受けた委員会は、所管の国務大臣等から予算の説明を聴取した後(所信 聴取の際に予算の説明を聴取している委員会では省略)、質疑を行います。討論、採決は行 いません。審査終了後、各委員長は委嘱審査報告書を予算委員長に提出し(審査概要の報 告)、これを受けて予算委員会においては、同報告書を会議録の末尾に掲載することを決定 します。なお、委嘱審査の対象は総予算であり、補正予算や暫定予算の審査の際には行わ れません。

以上のように進められる委嘱審査は、総予算審査方式の改善等に関する昭和 57 年2月24日の参議院改革協議会の答申を受けた参議院規則の改正(昭和 57 年3月3日議決)により、昭和 57 年度総予算の審査から導入された制度です。それ以前は、予算委員を所管ごとに分科会に分けた上で、各分科会がそれぞれの所管分野について審査を行うことが例となっていました(衆議院予算委員会では現在も分科会での審査が行われています。)。総予算が国の施策の根幹をなす重要なものであり、その内容は広範かつ大部にわたるため、所管部分ごとに集中的に質疑を行うという点において、分科会での審査と委嘱審査の狙いは共通しています。大きな違いは、審査を行う主体にあります。分科会において審査を行うのは飽くまで予算委員(45 名)ですが、委嘱審査においては、上述のとおり、第一種常任委員会と一部の特別委員会が委嘱対象であり、参議院議員(242 名)は原則として第一種常任委員会のいずれかの委員に選任されますので、全ての議員が総予算審査に携わることになります。その意味で、委嘱審査は予算委員のみならず、全ての参議院議員にとって重要なステージの一つとなっていると言えるでしょう。

たけい てつや (武井 哲也・委員部第一課)